

## ○はじめに

栃木県総合運動公園の運動施設は、県内スポーツの競技力向上を図る観点から、各種競技の大会等での利用を優先します。

そのため利用調整会議を開催し、大会等の日程調整を行います。

利用の許可については栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例第3条に基づき、次のとおりとします。

### (1) 大会等の定義について

大会等とは、栃木県、(公財)栃木県スポーツ協会、(公財)栃木県スポーツ協会加盟団体、加盟団体が認める下部団体、その他公共性の高い団体が主催(共催)する、全国・関東・県大会及び記録会、強化練習会、講習会等とします。

### (2) 利用調整会議について

- ① 運動施設の利用を調整し年間計画を定めるため、利用年度の前年度に関係団体を召集して、次に掲げる利用調整会議を開催します。

ア 大会等の利用調整(1次調整会議:1月下旬から2月上旬)

イ 学校等公共性の高い団体が開催する体育的行事の利用調整(2次調整会議:2月中旬)

- ② 利用申込は栃木県、(公財)栃木県スポーツ協会、(特非)栃木県障害者スポーツ協会、(公財)栃木県スポーツ協会加盟団体、加盟団体が認める下部団体、その他公共性の高い団体が主催(共催)する全国・関東・県大会及び記録会、強化練習会、講習会等が対象となります。
- ③ 営利を目的とした教室等の申込は認めません。
- ④ 予備日は大会等を当公園運動施設で開催することを条件とします。  
(武道館は予備日を設けておりません。)

### (3) 利用調整会議後の申込について

- ① 利用調整会議で定めた大会等を別の大会等に差替えることは原則認めません。ただし、運営上やむを得ないと管理者が判断した場合は認めます。その際、当該利用日の15日前までを差替えの申請期限とします。
- ② 利用調整会議後の大会等の新規申込は、管理上の制限の範囲内で内容を審査し順次受け付けます。申込方法につきましては次のページをご参照ください。

北エリア:P5(3) 中央エリア:P12(3) 武道館:P20(2) 医科学センター:P27(1)

### (4) 大会等以外の利用への配慮について

大会等以外の利用に配慮するため、「利用優先日」を以下の運動施設に設けます。

- ① テニスコート

祝日を含む休日に一般の方を優先とする「利用優先日」を数日間設けます。

- ② 野球場(本球場)

施設管理上支障のないと判断する日に利用調整会議に参加する団体以外が主催する大会等の申込を可能とする「利用優先日」を数日間設けます。